相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県柏市中新宿二丁目二〇番、最後の住所千葉県柏市松ケ崎一〇四八番地六
被相続人　亡　町谷　君子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日
千葉県松戸市松戸一二八一―二九住友生命松戸ビル五階　東葛総合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　長浜　有平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区白金三丁目二八番地、最後の住所東京都中野区江原町一丁目三一番一号アリア哲学堂
被相続人　亡　藤井喜代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日
東京都新宿区新宿二―一〇―六ＳＥＴＯビル四階
相続財産管理人　弁護士　若林　直子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県朝霞市溝沼四丁目一番、最後の住所新潟県佐渡市千種二七八番地一大屋アパート一号館三号
被相続人　亡　髙橋都美藏

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日
新潟県佐渡市河原田本町三九四番地法テラス佐渡法律事務所
相続財産管理人　弁護士　三橋　昌平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍石川県七尾市阿良町八七番地、最後の住所石川県七尾市藤橋町申部二〇番地一
被相続人　亡　守友真理子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日
石川県七尾市亀山町一五番地
相続財産管理人　大星三千代

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県紀の川市荒見四三三番地、最後の住所山梨県都留市法能一〇四五番地一ガーデンタカラ宮代台五〇二
被相続人　亡　山中　俊一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日
山梨県甲府市相生一丁目三番一一号ひまわり法律事務所
相続財産管理人　弁護士　信田　恵三

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県飯田市上郷黒田四一四九番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　篠田　文武

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日
長野県飯田市鼎東鼎一三八番地三嶋屋ビル四階
相続財産管理人　弁護士　宮下　将吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県座間市緑ケ丘三丁目二六番、最後の住所静岡県御前崎市池新田三九八九番地の一
被相続人　亡　植田　幸子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日
静岡県静岡市葵区呉服町一丁目三―一四ＹＳ静岡呉服町ビル七階　静岡第一法律事務所
相続財産管理人　弁護士　西ヶ谷知成

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中央区日本橋浜町三丁目一番地、最後の住所名古屋市守山区瀬古二丁目三〇一番地瀬古第二マザー園
被相続人　亡　友松　節子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日
名古屋市中区丸の内二丁目一八番一四号ＬＡＮＤＳＱＵＡＲＥ　ＭＡＲＵＮＯＵＣＨＩ　七〇五号
相続財産管理人　弁護士　平野　由梨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍三重県伊賀市下柘植六三九番地、最後の住所三重県伊賀市下柘植五七二番地
被相続人　亡　西島喜久男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日
三重県四日市市諏訪町三番一六号　東歯科ビル三〇一　金沢太志法律事務所
相続財産管理人　弁護士　金沢　太志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府大阪市住吉区我孫子東三丁目四〇番地、最後の住所大阪府茨木市沢良宜東町一八番一四号
被相続人　亡　竹　要治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十一月二十九日
大阪市中央区高麗橋四丁目四番九号淀屋橋ダイビル二階
相続財産管理人　石井　教文

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

平成二十五年十一月二十九日
大阪市住之江区柴谷一丁目一番四〇号
（甲）ジック株式会社
代表取締役　池田　勝義
大阪市住之江区柴谷一丁目一番四〇号
（乙）株式会社ジ・ビー・エヌ
代表取締役　池田　勝義

第11期決算公告　平成25年11月29日

大阪市住之江区柴谷一丁目1番40号
ジック株式会社
代表取締役　池田　勝義

貸借対照表の要旨（平成24年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	802,361
	固定資産	446,724
	合計	1,249,085
負債及び純資産の部	流動負債	324,231
	固定負債	448,350
	株主資本	476,503
	資本金	10,000
	利益剰余金	637,345
	利益準備金	1,363
	その他利益剰余金	635,982
	（うち当期純利益）	(118,798)
	自己株式	△　170,842
	合計	1,249,085

第３期決算公告

平成25年11月29日
大阪市住之江区柴谷一丁目1番40号
株式会社ジ・ビー・エヌ
代表取締役　池田　勝義

貸借対照表の要旨（平成25年9月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	128,565
	固定資産	1,845
	合計	130,410
負債及び純資産の部	流動負債	93,363
	株主資本	37,047
	資本金	9,000
	利益剰余金	28,047
	その他利益剰余金	28,047
	（うち当期純利益）	(15,975)
	合計	130,410